

高知市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定める。

(指定の協議)

第2条 指定を受けようとする事業者は、指定の申請前に事業の目標及びその達成方法について本市と協議するものとする。

(指定の対象)

第3条 法第23条第1項の特定非営利活動法人、一般社団法人（公益社団法人を含む。）及び一般財団法人（公益財団法人を含む。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過去に高知県内の空家等の対策に関し、行政機関と連携した実績を有すること。
- (2) 本市において、過去3年以上、空家等の対策に取り組んだ実績を有すること。

2 法第23条第1項の会社は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 定款に空家の管理又は活用に関する事業を行う旨の記載があること。
- (2) 高知県空き家活用専門家グループR（高知県空き家活用専門家グループ制度要綱（平成30年3月23日施行）第2条第2号に規定するものをいう。次号において同じ。）として、3年以上継続して登録されているものであること。
- (3) 高知県空き家活用専門家グループRとして、市長が認める活動実績を有すること。

(指定の申請)

第4条 法第23条第1項の規定による申請は、次に掲げる書類を添えて空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（会社を除く。）
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書（会社を除く。）
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書（業務の方法、人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(指定の条件)

第5条 法第23条第1項の規定による指定をするための条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 業務の方法が、法第24条各号に掲げる業務として適切なものであること。
- (2) 申請者が支援法人として行おうとする業務が、本市の空家等の対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められるものであること。
- (3) 必要な人員の配置（事業者間の連携体制を含む。）、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (4) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- (5) 高知市暴力団排除条例（平成23年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの（次号において「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

- (7) 法第25条第3項及び本要領第10条第1項各号の規定による指定の取消しを受けていないこと。
- (8) 本市の区域内に本店、支店その他の営業所又は事務所を有すること。
- (9) 業務を行う上で知りえた秘密を他人に漏らさないこと。支援法人の指定の取消し後においても同様とする。

2 市長は、法第23条第1項の規定による指定をしたときは、空家等管理活用支援法人指定書（様式第2号）により通知するものとする。

（事業の実施等）

第6条 支援法人は、事業年度終了後、法第24条各号に規定する業務の実施状況について、遅滞なくその事業年度の事業報告書を市長に提出するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の報告書の内容について説明又は追加資料の提出を求めることができる。

3 市長は、法第25条第1項の規定により、支援法人による支援業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その支援業務に関し報告をさせることができる。

（名称等の変更）

第7条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第8条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた日を公示するものとする。

（改善命令）

第9条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援方針が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第10条 市長は、第8条第2項による場合のほか、次に掲げる事由があると認めたときは、支援法人の指定を取り消すことができる。

- (1) 支援法人が、第5条第1項各号の条件を満たさなくなったこと。
- (2) 不正な手段により支援法人の指定を受けたことが明らかになったこと。
- (3) 支援法人から取消しについて申出があったこと。
- (4) 法第25条2項の規定による命令に違反したこと。
- (5) その他支援法人の指定を継続する必要がなくなったこと。

2 支援法人の指定を取り消したときは、指定取消書（様式第6号）により通知するものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月24日から施行する。